

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
規 則		
○北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則.....	(税務課)	46
○北海道核燃料税条例施行規則.....	(税務課)	46
告 示		
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定.....	(循環型社会推進課)	50
○森林法による通知に代える公示 (2 件)	(治山課)	50
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告.....		50
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告.....		52

規	則
北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成30年 8 月28日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第59号 北海道核燃料税条例の施行期日を定める規則 北海道核燃料税条例 (平成30年北海道条例第 4 号) の施行期日は、平成30年 9 月 1 日とする。 北海道核燃料税条例施行規則をここに公布する。 平成30年 8 月28日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第60号 北海道核燃料税条例施行規則 (趣旨)	
第 1 条 この規則は、北海道核燃料税条例 (平成30年北海道条例第 4 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	

(申告書等の様式)

第2条 条例第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する申告書並びに同条第 3 項に規定する修正申告書は、別記第 1 号様式によるものとする。

(申告納付期限の指定申請等)

第3条 条例第 8 条第 1 項に規定する価額割の申告納付の期限の指定を受けようとする者は、同項に規定する申告納付の期限の15日前までに、別記第 2 号様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、申告納付の期限を指定するかどうかを決定し、その旨を別記第 3 号様式の通知書により申請した者に通知するものとする。

(更正等の通知書)

第4条 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第276条第 4 項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、同法第278条第 6 項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第279条第 5 項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、別記第 4 号様式の通知書により行うものとする。

(賦課徴収)

第5条 核燃料税の賦課徴収については、前 3 条に定めるもののほか、北海道税条例施行規則 (昭和29年北海道規則第98号) の定めるところによる。この場合において、同規則第 6 条第 1 項ただし書中「及び道固定資産税」とあるのは「、道固定資産税及び核燃料税」と、同規則第26条第 4 号中「第61条の21」とあるのは「第61条の21並びに北海道核燃料税条例 (平成30年北海道条例第 4 号) 第 8 条及び第 9 条」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 北海道核燃料税条例施行規則 (平成25年北海道規則第72号) は、この規則の施行後も、北海道核燃料税条例 (平成25年北海道条例第 8 号) 附則第 5 項の規定により同条例がなおその効力を有することとされる限りにおいて、なおその効力を有する。

(北海道税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則 (平成29年北海道規則第49号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「北海道核燃料税条例施行規則 (平成25年北海道規則第72号)」を「北海道核燃料税条例施行規則 (平成30年北海道規則第60号)」に改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

受付印

核燃料税申告書
修正申告書

年 月 日		発電用 原子炉 設置者	所在地				
			名称				
			代表者氏名	⑩			
			法人番号				
北海道知事様			担当部課名 担当者氏名 電 話	(局 番 内 線)			
区 分			課税標準額又は 課税標準たる熱出力	税 率	税 額		
申告 納付	申 告 額	価 額 割	円	8.5/100	① 円		
		出 力 割	千kw	37,750円	②		
		合 計			① + ②		
修正 申告 納付	修正申告額	価額割・出力割			③		
	既に納付の 確定した額				④		
	差引増差額				③ - ④		
備考							

※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日	精査検算	摘要
	通信日付印 確 認 印		

注意 1 この申告書（修正申告書）には、価額割に係る申告（修正申告）には付表1
を、出力割に係る申告（修正申告）には付表2を添付して提出してください。
2 ※欄は、記載しないでください。

付表1

価額割の課税標準に関する明細書

発電用原子炉の名称	
-----------	--

核燃料の発電用原子炉への 挿入年月日			年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)		
課税対象核燃料（新規挿入分）			課税対象外核燃料		核燃料の 合計体数 ② + ③ + ④
核燃料の 単価 ①	核燃料の 体数 ②	課税標準額 (核燃料の 価額) ① × ②	再挿入分の 核燃料の体数 ③	既挿入分の 核燃料の体数 ④	
円	体	円			
合 計			体	体	体

注意 1 この明細書は、発電用原子炉ごとに作成してください。
2 北海道核燃料税条例第3条第2項各号に定める日を確認することのできる書
類の写しを添付してください。

付表2

出力割の課税期間及び課税標準に関する明細書

発電用原子炉の名称				
課 税 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
課税標準たる熱出力		千kw	千kw	千kw
課 税	課税標準の計算 を行う原因	北海道核燃料税条例 第4条第3項 第 号 該 当	北海道核燃料税条例 第4条第3項 第 号 該 当	北海道核燃料税条例 第4条第3項 第 号 該 当

標準の計算	熱出力 ①	千kw	千kw	千kw
	課税期間の月数 ②	月	月	月
	課税標準たる熱出力 ①×②／3	千kw	千kw	千kw

- 注意 1 「課税標準たる熱出力」欄は、北海道核燃料税条例第5条第1項又は第4項に規定する熱出力を記載してください。また、千キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 2 発電用原子炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項本文の規定により、熱出力の変更許可を受けた場合は、当該変更後最初の申告の際、当該変更後の熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 3 「課税標準の計算」の各欄は、北海道核燃料税条例第4条第3項各号に該当する場合に記載してください。
- 4 「熱出力」欄は、北海道核燃料税条例第5条第1項に規定する熱出力を記載してください。また、千キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 5 「課税期間の月数」欄は、北海道核燃料税条例第5条第4項に規定する月数を記載してください。
- 6 北海道核燃料税条例第4条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、当該発電用原子炉の使用前検査合格年月日を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 7 北海道核燃料税条例第4条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、当該発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった日を確認することのできる書類の写しを添付してください。

別記第2号様式（第3条関係）

受付印

核燃料税価額割の申告納付期限指定申請書

年 月 日	申請者	所在地	
		名称	
		代表者氏名	印

北海道知事 様 法人番号

次のとおり申告納付の期限の指定を受けたいので、申請します。

発電用原子炉の名称	
核燃料の発電用原子炉への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)
申告納付期限	年 月 日
指定を受けようとする申告納付期限	年 月 日
申告納付期限の指定を受けようとする理由	

※ 処 理 事 項	発信年月日	摘要
	通信日付印 確 認 印	

注意 ※欄は、記載しないでください。

別記第3号様式（第3条関係）

核燃料税価額割の申告納付期限指定等通知書

年 月 日

所在地
名 称 様

北海道知事 印

年 月 日申請のありました申告納付の期限について、次のとおり指定したので、通知します。
指定しないこととした

発電用原子炉の名称	
-----------	--

核燃料の発電用原子炉 への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)
申告納付期限	年 月 日
指定した申告納付期限	年 月 日
申告納付期限を 指定しない理由	

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書又は審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第4条関係）

（表）

核燃料税 価額割 更正
出力割 決定 通知書兼納付告知書
加算金決定

年 月 日

所在地
名 称 様

北海道知事 印

更 正

次のとおり決定したので、通知します。併せて納付すべき金額を納期限までに
加算金決定

納付書によって納めるよう告知します。（根拠法令－ ）

発電用原子炉の名称	
-----------	--

核燃料の発電用原子炉 への挿入年月日	年 月 日 (北海道核燃料税条例第3条第2項第 号該当)		
課税期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申告書提出期限	年 月 日		
申告書提出年月日	年 月 日		
区 分	課税標準額又は 課税標準たる熱出力	税 率	税 額
更正・決定額①			円
既に納付の確定した額②			
差引納付すべき税額①－②③			
区 分	算定の基礎税額	割 合	金 額
過少申告加算金④	円		円
不申告加算金⑤			
重加算金⑥			
納付すべき金額③＋④＋⑤＋⑥	円	納期限	年 月 日
納付場所	北海道指定（収納代理）金融機関・北海道収入取扱員・道内郵便局		

◎裏面の注意事項等をお読みください。

（裏）

- 注意 1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。
- 2 納めるときは、差引納付すべき税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（この告知書による納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当

する延滞金額を加算して納めてください。この場合における年当たりの割合は、閏年^{じゆん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。 教 示 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合には、1の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方税法第19条の12）が、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 摘要 重加算金の「算定の基礎税額」欄は、差引納付すべき税額のうち、課税標準額の算定の基礎となるべき事実について隠蔽し、又は仮装した部分に係るものを記載する。	1 形質変更時要届出区域 小樽市塩谷2丁目6番1の一部、571番の一部（次の図のとおり） 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第591号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を浦臼町役場の掲示場に掲示した。 平成30年8月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第559号 2 所在が不分明な者 阿部 昭子 北海道告示第592号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を清水町役場の掲示場に掲示した。 平成30年8月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通 知 の 内 容 平成30年農林水産省告示第1854号 2 所在が不分明な者 横川 宏志
告 示 北海道告示第590号 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。 平成30年8月28日 北海道知事 高 橋 はるみ	総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第137号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成30年8月28日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピューター 2台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入期日 平成30年11月30日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（事務用機器）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年8月28日（火）から同年9月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課需品係
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係）
- (2) 入札日時 平成30年10月1日（月）午前10時30分（送付による場合は、同年9月28日（金）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成30年7月10日付け北海道渡島総合振興局告示第121号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のアによることとし、契約書の作成は要する。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課需品係
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Purchase of Personal Computer 2 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., October 1, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than September 28, 2018)

C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido
Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年8月28日

北海道教育庁後志教育局長 原 光 宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その1（蘭越高校納入分）	27,000リットル
イ A重油その2（寿都高校納入分）	37,000リットル
ウ A重油その3（余市養護学校しりべし学園分校納入分）	14,000リットル
エ A重油その4（小樽潮陵高校・小樽商業高校納入分）	149,000リットル
オ A重油その5（小樽桜陽高校・小樽未来創造高校納入分）	197,000リットル
カ A重油その6（共和高校納入分）	24,000リットル
キ A重油その7（岩内高校納入分）	40,000リットル
ク A重油その8（余市紅志高校納入分）	34,000リットル
ケ A重油その9（倶知安高校・倶知安農業高校納入分）	100,000リットル

アからケまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1 種 2 号

(3) 契 約 期 間

ア (1)のアからオまで及びキからケまで 契約締結の日から平成31年4月30日まで

イ (1)のカ 契約締結の日から平成31年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出等をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年8月28日（火）から同年9月26日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時

ア 1の(1)のアからウまで 平成30年10月11日（木）午後1時30分

イ 1の(1)のエ及びオ 平成30年10月11日（木）午後3時
（送付による場合は、同月10日（水）午後5時までに必着）

ウ 1の(1)のカ及びキ 平成30年10月12日（金）午前9時

エ 1の(1)のク 平成30年10月12日（金）午前10時

オ 1の(1)のケ 平成30年10月12日（金）午前11時

（送付による場合は、同月11日（木）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 A重油 467,000リットル

(2) 予定時期 平成31年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyohou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウによることとし、契約書の作成は要する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

(3) 電話番号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 27,000 liters

b Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 37,000 liters

c Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 14,000 liters

d Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 149,000 liters

e Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 197,000 liters

f Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 24,000 liters

g Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 40,000 liters

h Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 34,000 liters

i Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 100,000 liters

B Bid tendering date and time :

a, b, c 1 : 30 P.M., October 11, 2018

d, e 3 : 00 P.M., October 11, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 10, 2018)

f, g 9 : 00 A.M., October 12, 2018

h 10 : 00 A.M., October 12, 2018

i 11 : 00 A.M., October 12, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 11, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979